

一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団 契約・調達案件等に係る理事会への付議基準

令和8年8月3日
理 事 会 決 定

(目的)

第1条 一般財団法人オリンピックQシリーズ 2028 東京財団（以下「当法人」という。）が行う契約・調達案件等について、当法人の理事会への付議基準を定め、もって当法人における意思決定手続きの簡素化、迅速化及び明確化を図ることを目的とする。

(付議事案)

- 第2条 工事請負、委託、買入れ、借入れ、売払い、貸付け及びその他の契約・調達案件に係る予定価格2億円以上の契約締結（契約先及び契約金額の決定等）にあたっては、事前に理事会の決議を得なければならない。ただし、事務総長が、緊急を要し、理事会を開催する時間的な余裕がないと認める場合等には、事後に理事会に報告するものとする。
- 2 前項にかかわらず、日本オリンピック委員会（JOC）によるオリンピックQシリーズ 2028 東京に係るスポンサー契約の締結と同時に、当該相手方に与えられる優先供給権に基づき当該相手方との間で工事請負、委託、買入れ、借入れ、売払い、貸付け及びその他の契約・調達案件に係る契約締結を行う場合は、事後に理事会に報告するものとする。
- 3 日本オリンピック委員会が令和8年8月3日付で当法人と締結した「オリンピックQシリーズ 2028 東京開催に向けた基本協定書」第3条1項に基づき締結するスポンサー契約については、事後に理事会に報告するものとする。ただし、締結前に、別途設置する「スポンサー事前確認会議」（仮称）による確認及び事務総長の承認を得ることを前提とする。
- 4 第1項から第3項にかかわらず、重要と認められる契約・調達案件については、理事会に付議することができる。

(付議手続き)

- 第3条 各部長（室長を含む。以下同じ）は、前条に基づき、理事会に付議すべき事案があるときは、理事会の事務局に対し、当該事案の理事会への付議を求めるものとする。
- 2 各部長は、前条に定める事案に該当しないものであっても、理事会に付議することが相当と認められる事案があるときは、理事会の事務局に対し、当該事案の理事会への付議を求めることができる。
- 3 各部長は、理事会の事務局に対して、あらかじめ理事会付議事案の該否に関する事務局の意見を得た上で、当該付議事案に係る資料を作成し、提出しなければならない。

(委任)

第4条 本基準の実施に関して必要な事項は、理事会運営規程 16 条に規定する理事会事務局が定める。

附 則

本基準は、令和8年8月3日から施行する。